

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 港湾課

法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正10年法律第57号		
手続名	出願事項の変更			根拠条項	第13条の2第1項		
審査基準	<p>公有水面の埋立の免許申請があったもののうち、「出願事項の変更」の申請があった場合、次により審査する。</p> <p>1. 公有水面埋立法第4条第1項及び第2項、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）第7条、公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省令第1号、建設省令第1号）第5条及び第6条による。</p> <p>2. 「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日港管第1580号、建設省河政発第57号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達）の記の1（3）から（5）、記の3及び記の4（1）による。</p> <p>3. 「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達）の記の1から4による。</p>						
	受付 機関	港湾課 （土木事務所）	処理 機関	港湾課	交付 機関	港湾課 （土木事務所）	標準処理期間 30日 標準経由期間 10日